

平成26年度 第1回恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会 会議録

〔開催日時〕 平成26年7月1日（火）14:00～15:05

〔開催場所〕 恵庭市役所 3階 301・302会議室

〔出席者（敬称略・順不同）〕

委員／鎌田久男（千歳警察署）、杉本徹（千歳警察署）、鏡 貢（恵庭市交通安全運動推進委員会）、江口幹夫（恵庭市交通安全協会）、山形 孝（恵庭市防犯協会連合会）、木下英樹（恵庭市暴力追放運動推進協議会）、戸花小夜子（恵庭消費者協会）、下原干城（恵庭市町内会連合会）、亀石和代（恵庭市老人クラブ連合会）、後藤美江（恵庭市地域女性連絡会）、橋本悟（恵庭市小中学校長会）、安倍典子（恵庭北高等学校）、小林俊也（恵庭南高等学校）

※欠席：大町圭司（恵庭市PTA連合会）村本満子（恵庭商工会議所）

恵庭市／原田 裕（恵庭市長）、中村勝則（生活環境部長）、渋谷敏明（生活環境部次長）、岡崎全寿（生活安全課長）、上杉 茂（生活安全課主査）、太田達朗（生活安全課主査）、村上雅恵（生活安全課主任）

〔次 第〕

1. 開会

2. 委嘱状の交付

原田市長より、出席委員13名に委嘱状を交付。

3. 市長挨拶

4. 委員の自己紹介

5. 会議の運営について

事務局より、配布資料及び恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画（資料6）について説明。

6. 議事

1) 会長・副会長の選出について

仮議長（亀石委員）を選出し協議したところ、他の委員から会長に原田委員、副会長に鏡委員との推薦があり、全会一致で承認された。

また、この会議を公開することについて報告された。

2) 平成26年度推進方策及び具体的な施策について

事務局より、資料2・資料3に基づき説明。

質問や意見等については委員からはなく、今年度はこの方針にしたがって進めていくことで承認された。



3) その他

7. 講演

講演 暴力団排除条例について

講師 北海道警察本部刑事課組織犯罪対策局捜査第4課 警部補 五十嵐秀一 氏

8. その他

9. 閉会

〔意見交換の要旨〕

6. 議事

3) その他

原田会長 その他という事で事務局から何かございますか。

事務局 先日、恵庭市暴力追放運動推進協議会より、市長と市議会議長宛に暴力団排除条例の制定に関する要望書が提出されました。

暴力団につきましては、従来からの犯罪行為や、近年では自らの事業活動等により資金を獲得し、社会経済活動の発展に悪影響を及ぼし、また市民生活にも大きな脅威となっております。

このような状況の下、国は暴力団を排除するために、暴力団に対する罰則及び規制強化を目的として、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（暴追法）の改正を平成24年10月30日に行いました。

また、道においても、資料5にありますとおり、平成23年4月に「北海道暴力団排除の推進に関する条例」が施行されています。道内の自治体においても、資料4のとおり、現在179自治体の内、166自治体が既に条例を制定しており、残る13自治体においても、8自治体は条例制定に着手したと伺っております。近隣の千歳市、北広島市においても、今年の4月1日に条例が施行されているところです。

本日は道警本部と千歳警察署から組織犯罪対策担当者の方が見えておりますので、最近の暴力団の動向や暴排条例についての講演をいただきたいと思います。

講演ののち、暴力団排除条例の制定について、提案させていただきたいと思います。

講演 暴力団排除条例について

講師 北海道警察本部刑事課組織犯罪対策局捜査第4課 警部補 五十嵐秀一 氏

原田会長 この講演に関連して、先ほどの暴追協からの要望もありましたので、これも含めて事務局からの提案をさせていただきますのでよろしくお願いします。

事務局 ただ今、警察署より暴力団の動向や暴排条例のお話をいただきましたが、道の条例におきましては、道、道民、事業者の役割の他、道の公共事業及び公共施設からの暴

力団の排除、事業者による暴力団の威力利用及び利益供与の禁止、悪質な業者の勧告・公表等を定めております。しかし、道の条例では、恵庭市の公共事業や公共施設に対しては、その規制が及ばないことから、これを補完し、また、市民や事業者、行政が暴力団との関係を断ち切り、地域社会全体として、暴力団の排除に取り組む姿勢を明確にするために、暴力団排除条例の制定が必要となっております。

このことから、当実行委員会として、条例制定の必要性等につきまして、市へ提言すべく、その提言案につきまして、専門部会を設置し、協議して参りたいと思います。専門部会につきましては、3回程度開催し、提言案を策定していただきまして、そのメンバーにつきましては、資料1にあります、実行委員の選考区分であります、行政、交通、防犯、地域、事業所、学校より各1名ずつ選出し、協議してまいりたいと存じます。

なお、メンバーにつきましては、会長に一任いただき、後日ご案内したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

A委員 今講演を受けた中で、全道179市町村の内すでに171市町村で条例ができているにもかかわらず、恵庭市はなぜやっていなかったのかご説明いただきたい。

事務局 この条例につきましては行政の役割、市民の役割、事業者の役割というものを規定されることになるとは思いますけれども、行政の役割としては公共工事から暴力団を排除する、公共施設から暴力団を排除するということですが、今までは各々の部署で、例えば契約の関係については恵庭市指名競争入札参加者指名基準というものがありました。そちらで暴力団は入れないということになっております。

市営住宅の入居に関しても暴力団は入居できないということになっておりまして、また恵庭市の普通財産を売り払いする場合も、暴力団に事務所を提供しないというような条件があって、各々の部署においてはそれぞれ暴力団に関する規定はありましたが全市的なものとしてはありませんでした。また今年4月1日には近隣であります千歳市と北広島市、江別市も条例を制定し施行しております。そういったこともありまして、今までやってなかったことに対するお叱りもありますが、今までは個々の部署で対応してきましたが、これからは全市的に行政だけではなく市民と事業者一体となって暴力団排除に向けていこうというようなことで今回の提案をさせていただくことになりました。

原田会長 皆様よろしいでしょうか。この条例ができると暴力団が入りづらいという抑止力になるかと思っておりますので、ぜひ検討に入りさせていただきたいと思っております。

専門部会については、先ほどお示した委員の区分の行政、交通、防犯、地域、事業所、学校よりそれぞれお一人ずつ出していただいて検討するというので、メンバーを指名させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

.....全員了承.....

それでは、後日指名させていただきご案内を申し上げますので、その時はぜひお引き受けをいただきたいと思えます。

その他事務局からありますか。

事務局 特にありません。

原田会長 皆様方から次第8のその他ということで何かございますか。

．．．．．特になしとの声．．．．．

原田会長 よろしいでしょうか。それでは第1回の恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会を終了させていただきます。皆様どうもありがとうございました。

以上